

フィリップ・サニャック著

「フランス革命における民事立法」(43)

Sagnac, P. *Législation civile de la Révolution Française* (43)

フランス近代法研究会

Groupe de Recherches du Droit Moderne Français

2. 以上のことは将来的な予測である。さしあたり解消すべき過渡的な状況があった。相変わらず立法者が優遇したのは所有者であった。いくつもの問題があったのでそう仕向けられたのである。まず、国有化された不動産上に合意された賃貸借が問題となった。

国家はその土地を譲渡する必要がある、最も高い価格でそれらを売却しなければならなかった。これらの不動産上に存在する賃貸借は、かなりその価値を損なうことになる。この価値の減少を避けるために、革命家達は現存する賃貸借を解除しようとした。しかし、立法は議会の変遷とともに変化した。憲法制定議会は、既得権を尊重した。1789年11月2日以前に作成された公書形式による賃貸借は履行されるであろう。必要な形式を伴わない賃貸借、借主にとって利益にならないと借主や小作人が主張する賃貸借一般、あるいはまた公署形式による転貸借であって、1789年11月2日以前のものに伴わない賃貸借一般に限っては、当然に無効とされる<sup>1</sup>。

国民公会は、国有財産の取得者全員に対し、従前の賃貸借を解除する権限を与えた。賃貸借の解除は、どんな場合でも可能であり、その方法だけが異なっていた。国民公会は、賃貸借の3つのカテゴリーを区別した。まず、1790年の諸法律に従って申告されておらず、かつ必要書類の提出も略署名もない賃貸借は無効とされた。ディストリクト裁判所および破毀裁判所のすべての判決が反対の立場であるにもかかわらず<sup>2</sup>。諸形式を無視した転貸借は、効力をもたず、賃貸借全部が効力を失った<sup>3</sup>。第二に、公署形式によらず、または確定日付を伴わない賃貸借は存続を認められなかった。賃貸不動産の取得者は、収穫前に小作人を追い出すことができ、小作人には、その労働による成果を享受させることなく、労賃および種苗費だけを支払えば良かった<sup>4</sup>。最後に、1789年11月2日ではなく、1792年2月9日以前の公署形式による賃貸借では、賃貸不動産の取得者は、なおもその賃貸借を解除することが可能だが、この解除は、1年後に効力を生じるものであり、小作人は、賃貸借の終了までに支払うべき小作料の四分の一に当たる補償金を請求する権利を有した<sup>5</sup>。国家の利益と新たな所有者のそれが合致し、小作人がその犠牲となった。まさに当時の情勢から求められた国有財産特有の立法である。大革命の敵と闘うためには、ローマの古い諸法律に回帰する必要があった。

「国民公会の議員たちは、地主の選んだ小作人との間に、旧来の賃貸借関係を維持している限りは、これらを排除する土地収用は、決して完全なものとならず、また必ずしもつねに国内において、新しい財源を引き出すには至らないことを恐れていた。あらゆる政治的な考察をめぐらせると、旧来の地主にとっても、また小作人にとっても、土地の移転は、全面的でなければならないことは、明らかであった<sup>6</sup>。」

3. 革命家たちはつねに所有者のことを念頭においていた。彼らは、(まず)十分の一税の廃止が所有者のみを利するように慎重に法律を定めた。彼らは、現在でも将来でも絶えず所有者を優遇した。にもかかわらず、状況はるかに切迫していた。アッシニアで支払う食料の価格は、連日値上がりした。紙幣の価値の下落が連続したため、小作人は、小作料を豚あるいは牛を売ることによって支払うことができた。地主は、受け取ったアッシニアでは、もはや自分たちの生活必需品を満足に手に入れることさえできなくなった。そこで、彼らは、賃貸借契約を解除するか、定額小作制を分益小作制に転換するか、あるいは、1789年または1790年の価格の食料そのもので物納することを要求した。

<sup>1</sup> Décret 14 mai 1790, art. 9. Décret 28 octobre 1790, tit. II.

<sup>2</sup> Décret 15 frimaire an II (5 déc. 1793), art. 12 et 13. (以上、原書 210 頁 1・2)

<sup>3</sup> Décret 15 frimaire an II, art. 14.

<sup>4</sup> Ibid., art. 9 et 11.

<sup>5</sup> Décret 25 juillet 1793, sect. IV, art. 34, *Duvergier*, VI, 55. Décret 15 frimaire an II, art. 6 et 3.

<sup>6</sup> 立法委員会の書類中の *Un Projet de rapport à faire par le représentant du peuple sur la loi Emptorem et Aede*, Archives nationales (以下、Arch. nat. と略す) DIII, 366. を見よ。(以上、原書 211 頁 1・2・3・4)

「地主を乞食の境涯に落とさず、定額小作人を富ませないようにすることが正当であると思われた。定額小作人は大革命にとって最も厄介な敵となっていたからである」。これこそが革命家たちが主張したことであり、これこそが彼らと共にディストリクトの行政官達が繰り返し主張したことであった<sup>7</sup>。国民公会は、彼らを救済した。国民公会は、アッシニア紙幣価値の下落が経済に与えた打撃を和らげようと努めた。しかし、国民公会は、非の打ち所のない適法な賃貸借を解除することはできなかつたし、すべての支払い条件をいきなり変更することもできなかつたのは確かである。国民公会は結局妥協し、地主が小作料の半分を物納で受け取ることをデクレで命じた<sup>8</sup>。分益小作制の地主もまた、彼らの分益小作人について不満を述べていた。賃貸借期間満了時に、分益小作人は、契約当初に引き渡したを受けた家畜を、賃貸借契約中の算定基準に従い、現物または金銭で返還すればよかった。小作人は、食料品の高騰により、牛を売ることで得をしたのである。

公安委員会は、土地所有者と土地の耕作にとって有害なこれらの売却を停止しようとした。分益小作農は、誰一人として、(契約期間中に)収取した家畜を、地主の同意なくして契約満了時に売却することができない。また、すべての分益小作農は、契約満了時における家畜を現状のまま地主に返還せねばならず、契約の条項を援用して、家畜の返還に代えてその代価を支払うことはできない<sup>9</sup>。こうして、国家は、私人間ですでに成立している契約の諸規定を変更するため、その契約にまで介入した。国家は、土地所有者に打撃を与えている経済的危機から生じる結果を免れるように土地所有者を一貫して保護しようとした。

しかし、小作人と土地所有者との間の争いでは、土地所有者は、時折、彼らの権利を濫用することがあった。国有財産の取得者は、収穫直前になって、小作人を追い出し、収穫物を取り上げ、彼らに種子代と労役の費用を償還すれば十分であると考えた。そこで、国民公会は、耕作者を救済しようとする。共和暦2年収穫月1日(1794年6月19日)、霜月15日の法律に基づいて次の収穫から小作人を排除するというすべての判決と、これらを前提とした国有財産の取得者と小作人の間に締結されたすべての協約を無効とした<sup>10</sup>。しかし、これは、国家が土地所有者に対する優遇を、一定の限度を越えてまで拡大させないという目的につける特別の措置に他ならない。

### 第三節 相続制度

所有者の権利を強化した後、革命家達は所有権を弱体化させてしまう。個人は、自己の財産を使用し処分する権限をもつようになった。しかし、それは、家族や社会を決して害してはならない本質的に生きている間(終身)の権利である。個人の上に自然的小おび人為的集団がある。すなわち、家族と国家は犠牲となってはならない。そのために、立法者は財産移転の諸規範を定めなければならない。

#### I

二つの大きな相続制度が相対立する原理に基づいており、フランスを二分していた。一つはローマ法であり、もう一つが慣習法である。まず、前者では本質的に個人的であり、所有者は自己の財産を処分する権能を有した。その意思が相続人を決定するのであり、遺言の自由が若干の制限を受けるとしても遺言の自由によって引き起こされる過度の濫用を防ぐためだけであった。

子どもたちは、父親の財産の三分の一または二分の一を正当な相続分として受け取るべきである。父親はその残りの財産を自由に処分することができる。つまり、親族または他人に贈与または遺贈したり、自分の子どもの誰かを優遇するために残りの財産を用いたりすることができる。慣習法では、ゲルマン的な起源の名残りをとどめているから、相続人を決めるのは法律だけだと考えられていた。個人の裁量が入り込む余地はないのであって、確固とした不変的な法律の意思が命じるところとなるのである。すなわち、諸慣習にとっては、個人は無であり、家族がすべてである。たいていの場合、個人財産の大部分も家族に由来するのだが、その家族こそは、真の永続的な所有者であり、家族から委託された終身の管理者にすぎない家父長の専横から、家族それ自体、そしてその各構成員の名のもとで守らなければならない。それゆえ、遺言を特別扱いし、ますます不平等化と財産集中に傾いていた成文法(ローマ法)とは反対に、慣習法は、一般に、家族集団における平等および資産の分割へと向かう傾向を内包していた。そして、この平等と分割という二重の関心事から、諸慣習の中に成文法の知らない複雑な法規範が生まれたのである。実際、成文法では、個人意思が至上のものとしてされた

<sup>7</sup> Arch.nat.,DIII,87. 立法委員会におけるヴィール郡のディストリクト行政担当者(共和暦3年草月23日)。「1200リーヴルでその土地を貸した地主は、その金額により、約2キンタル(約200キロ)の小麦を受け取ることしかできなかった。本来受け取るべき地代の残りはどうやって手に入れることができるのか。その土地の小作人は、1200フランを豚で支払い、残り2万フランを利得している。つまり、その儲けは、すべての食料品の価格に照らせば途方もない額に達する。」DIII,87. 小作契約の解除を求める地主の請願。id.,90,6<sup>me</sup> liasse: トゥールーズ、アミローの請願。地主は、食料品の高騰ゆえに小作料800フランを以前同様の価値では受け取ることができない。800フランは、1789年の100フランにしか値しない。

<sup>8</sup> 共和暦3年熱月2日のデクレ(1795年7月20日)第10条。「支払いは、1790年当時の地代の半分に相当する量の穀物によってなされる。」Duvergier,VIII,237. 解釈デクレ(共和暦4年霧月3日、1795年10月25日),id.,433.

<sup>9</sup> Arrêté du Comité de Salut public (juillet 1794), *Gazette de Drouet*, t. X, p.358. (以上、原書212頁1・2・3)

<sup>10</sup> 1<sup>er</sup> messidor an II, *Duvergier*, VII, 239. *Gazette de Drouet*, t. XI,309 et suiv. (原書213頁1)

以上、財産の区別が一体何になろう。反対に、慣習法では、個人の恣意的な行為に足かせをはめるうえで、財産上の区別がいかにかつ大切であったか。

ローマ法は、常に物事を一般化し、抽象的かつ簡潔に把握しようとするために、相続財産を同一の規範が律すべき一つの塊とみなす。慣習法は、物事を個別化し、ありのままの現実の姿で捉えようとする傾向にあるため、多様な相続財産を認める。すなわち、固有の不動産、後得不動産、動産という三つの異なるグループに分けられ、一つの相続制度の中に三つの異なる承継の仕方があり、それぞれについて特別の規範が存在する。慣習法は、先祖から受け継いだ世襲財産はほぼそのまま家族の元に留め、その代わりに個人は労働や節約によって自ら取得した不動産、更には、一般的にそれほどの価値を有してはいない動産についても自由に処分することができるとした。慣習法は、家族に、特に子どもに有利になるよう保護措置を増加させていた。すなわち、子供たちのためには、血族全体に拡張された固有不動産の5分の4を遺留分とする法制度により、被相続人の財産の半分を遺留分としていたローマ法の長所を付け加えていた。つぎに、慣習法は、子どもの一人を他のものより優遇する被相続人の権限を禁止した。このように、慣習法は、一方で家族のための法であり、他方では個人のための法であった。慣習法には、家族による古風な共有の名残があり、ローマ法には、自由に広がる個人的な権利意識があった<sup>11</sup>。

互いに相反する考え方と傾向をもったこの二つの相続制度があり、それぞれがフランスの半分ずつを支配している。そして、その他に、第三の相続制度がある。これは、封建制度に起源をもち、フランス全土に広がっている制度ではあるが、この適用を受けるのは、貴族の土地を所有している者に限られるから、少数者だけということになる。しかし、これが相続制度をさらに複雑なものとしている。この相続制度は、慣習法と同じく、法に基づいていた。しかし、ローマ法と同じく、財産の不平等と集中を招く傾向がある。不平等が個人の意思ではなく、法定されているからである。今となつてはもはや存在しなくなった軍事的で、政治的な必要性に、その起源を持つこの制度は、貴族の傲慢によって保持され、また強化されてきた。娘たちが相続から排除され、男系の長子のみが家産のすべて、あるいはほとんどすべてを手に入れるとしても、それは、封主である領主に費用のかかる軍事的奉仕をするためではなく、かつてその家になかった光輝と栄誉をふりそそがせるのが、その相続の目的となったからである。そして、さらに日夜、貴族や富裕な商人層でさえ、補充指定や相続契約によって、不平等が増大し、先祖の富がただ一人の相続人に集中することが起きたが、これは、国王の豪華な宮廷であれ、その愚かな模倣である都市であっても、一家の長として、その身において、その家を光輝あふれる光のもとに輝かせるためなのである。

長子は、ますます富裕となり、傲慢で享乐的でさんざん浪費するにもかかわらず家紋の栄光は保っている。また、貴族または貴族のように育てられた長子以外の者、娘達はますます貧しくなり、働らくか、陸海を問わず冒険をするか、国王の陸軍または軍艦に乗り込み軍務に就くか、または彼らの長子と国王の恩寵にささえられて強力な聖界に入り、いくらかの金銭的利益を得ながら、司教職や大修道院長職を受けることになる。そうなれば長子以外の者は静かで幸せな生活を送ることができた。

もっとも、これらの三つの相続制度は、それぞれ相互に浸透し合うことはなかった。それぞれは、その一般的な考え方と傾向に最も都合の良い制度を他から借用した。また、全ては社会の上流階級にとって有利に修正された。従って、実際には二つの制度が確立するようになり、一つは上流階級のため、もう一つは小市民のためである。一方では、個人の意思または法定された不平等があり、他方では、同親等の相続人間ではほとんど完全な平等がある。

それほど異なった相続制度のただ中であって、各制度が、地方により、また村々の内部でも<sup>12</sup>ほとんど際限なく相互に異なっているわけだから、一体どうすれば立法上の統一を打ち立てられるだろうか。そのうちのどれを新しい相続法の土台に据えたらよいのだろうか。確かなことは、革命の諸原理、立法者が提案する目的に、できる限り応えるものでなければならぬということである。

さて、革命家たちの目論みは、事実上のある種の平等により、法的な平等を強化し、富の集中を防止し、資産を分割すること、誰も財産を持ち過ぎず、みんなが足りるようにすること、民主的な理想に従い、社会のすみずみまで適度の清貧さを広めることであった。というのも、社会の関心は、各人が独立して生活し、他者の庇護を免れ、と同時に強固な絆で国家と結びつけるだけの所有財産があることに注がれていた。財産の細分化に向かう立法に対しては、最も厳格な平等の理念が支配していた。なぜなら、まず、平等は、社会にとって有益であり、不平等は、社会にとって明らかに有害だからであり、次いで、平等は、公正であり、かつ自然に適合的だからである。したがって、自然法と実定法は、平等を確立し、これを維持することで一致している。

<sup>11</sup> フランス古法の相続に関する大変明瞭な説明は、Argou, tome I<sup>er</sup>.に見出される。成文法としては、特に以下のものを参照せよ。la e. Nouvelle 118 de Justinien, Coutumes de Toulouse, éd. Tardif, art. 123. 慣習法としては、以下のものを参照せよ。Coutume de Paris, titres XIII, XIV et XV, Coutume d'Orléans tit. XV, XVI et XVII, et Commentaire de Pothier. (原書 215 頁 1)

<sup>12</sup> Cf. Osserain (Soule), Larrieu, p. 16. 「同じ市町村の隣接するふたつの家が、相続順位については同じところがない。この奇妙な現象は、いかなる理由づけもできないが、現今の市町村の中でも生じている。」 (原書 216 頁 1)

法律家が、フランス革命や封建法、ローマ法から仕入れてくるさまざまな法制度は、法定の、または遺言によるあまたの不平等を引き起こすものであった。ただし、慣習法だけは分割による平等を認めていた。他方、封建法と慣習法は、たいへん複雑であり、ローマ法だけが単純であった。だから、内容的には、慣習法上の制度が新しい思想に最もよく応えるものであり、形式的には、成文法（ローマ法）の制度がふさわしかった。封建法とローマ法のふたつの制度を振り落とし慣習法を残し、慣習法にとって内在的とも言える複雑さは、これを除去し、ローマ法の単純さを生かし、革命諸原理の影響のもとでその内容においても慣習法の平等性を強調したのである。フランス革命期の相続制度に関する立法事業は、かようなものとなるであろう。

代表 白石裕子（大東文化大学法学部教授）  
今村与一（横浜国立大学大学院教授）  
貴田 晃（大東文化大学法学部教授）  
森田悦史（国士舘大学法学部教授）